

令和3年8月
財務部経理課

入札制度改革について（素案）

1 主旨

区では公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図ることを目的として、平成27年4月に世田谷区公契約条例を施行し、より一層の適正な契約の執行に努めてきた。

今年2月には、本条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、条例の意義の更なる周知及び遵守の徹底が求められること、さらに適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進めることなどについて答申を受けたところである。

これらを踏まえ、来年度からの実施に向けて以下の方向性をもって入札制度改革を推進する。

2 見直しの方向性

入札制度については、国や他の自治体でも制度の更新が繰り返されているとおり、区においてもその時々状況等に応じた改正を積み重ねてきたが、今後も社会の変化とともに常に見直しが必要である。今回の見直しにあたっては、手続きの煩雑化や透明性等に留意したうえで、労働者の働きやすい環境の整備といった視点や過度な低入札を抑制する仕組みなどを盛り込んだものとし、品質を確保した適正な価格による入札の実現を目指す。

併せて、公契約条例の趣旨や取組みの周知を徹底し、事業者による労働者への適正な賃金支払い及びこれを踏まえた工事価格の積算を促す。

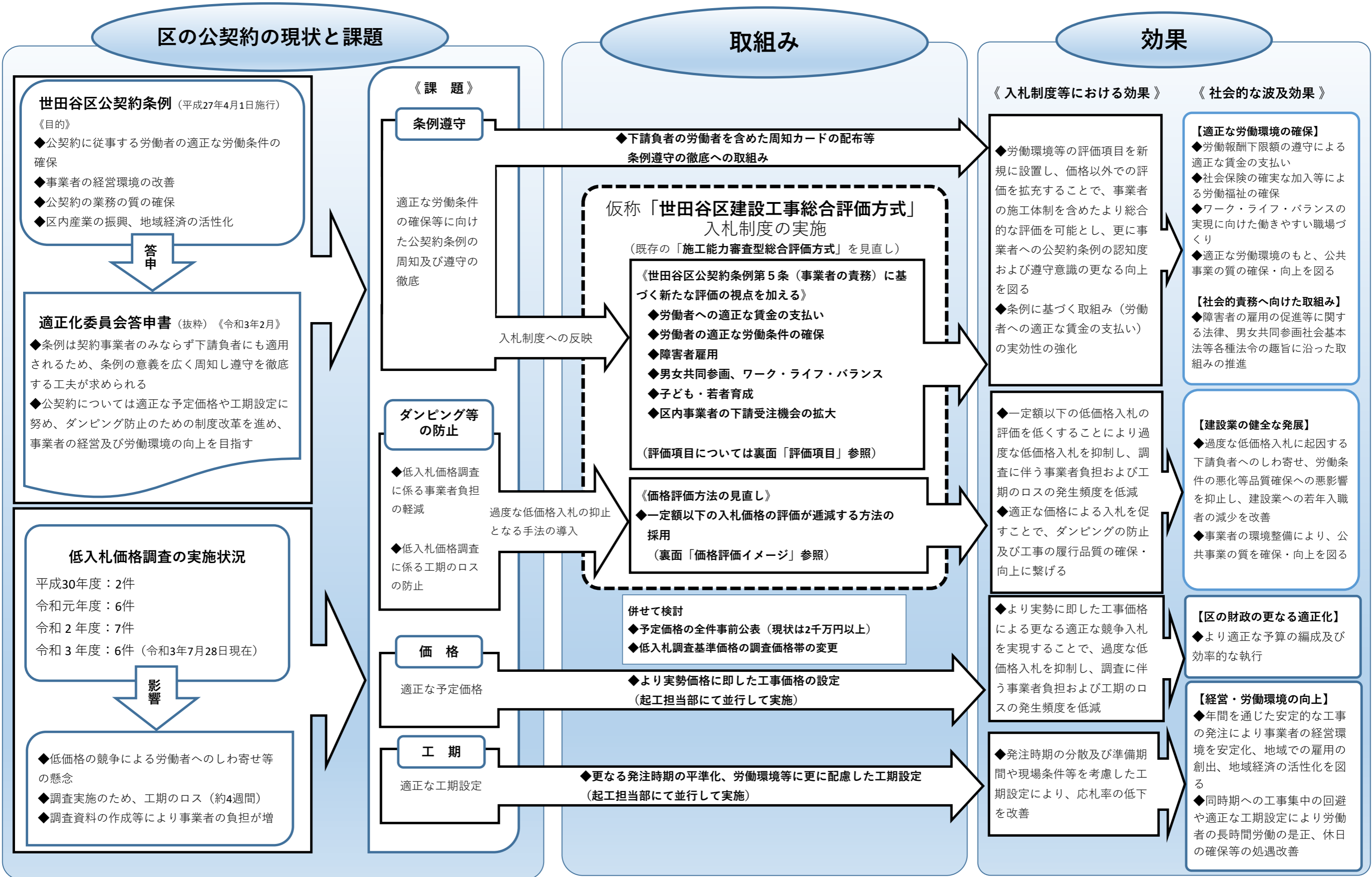
これらに加えて、更なる適正な予算編成及び執行を目的としたより実勢価格に即した予定価格の設定等についても関係部署と連携し、改善に向けた検討を進める。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|-------------------------|
| 令和3年8月 | 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議 |
| 9月 | 企画総務常任委員会にて素案を報告 |
| 10月 | 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議 |
| 11月 | 企画総務常任委員会にて案を報告 |
| 12月 | 区民及び事業者向け周知 |
| 令和4年2月 | 見直し後の入札制度による入札公告の開始（試行） |

入札制度改革について(素案)

～区の工事入札における現状と今後の取り組みについて～



世田谷区施工能力審査型総合評価方式

(仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式

【評価値の算出】 ※評価値の最も高い者が落札者となる。

現行 評価値 = (A) 施工能力評価点 + (B) 地域貢献評価点 + (C) 価格点

改定後 評価値 = (1) 施工能力評価点 + (2) 地域貢献評価点 + (4) 公契約評価点 + (5) 価格点

【価格点以外の評価】

現行

評価項目	配点 (満点)	評価の方法
A 施工能力評価点	13	当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評定通知書の総評定点を平均した値に応じて0~13点
	2	公告時点属する年度前5か年度内に工事成績トップ10に認定された案件がある場合は2点
	2	建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点
B 地域貢献評価点	4	公告時点において、区と災害時協力協定を締結している場合は2点、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合は2点
	2	公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は2点

改定後

現行の評価項目に加えて世田谷区公契約条例第5条（事業者の責務）の趣旨を踏まえ、以下の視点の評価項目（内容は例示）を加える。また、これに伴い現行の評価項目の配点等も必要に応じて見直す。

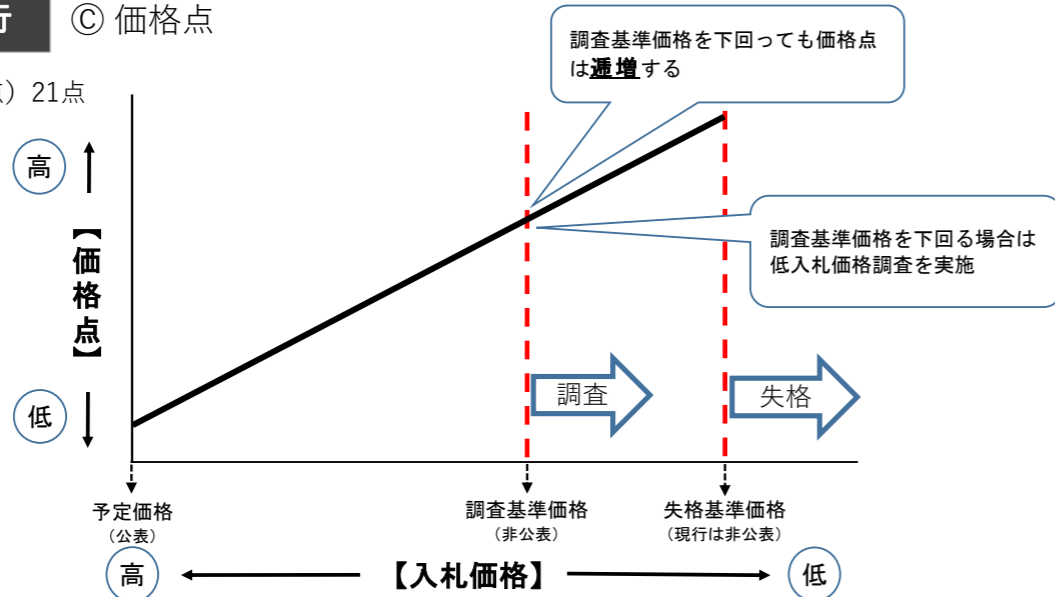
評価項目	配点	評価の方法
1 施工能力評価点	13	当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評定通知書の総評定点を平均した値に応じて0~13点
		当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に工事成績トップ10に認定された案件がある場合は2点
		建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点
2 地域貢献評価点	4	公告時点において、区と災害時協力協定を締結している場合は2点、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合は2点
		公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は2点
4 公契約評価点	2	労働者への適正な賃金の支払い 労働報酬下限額の遵守（下請負者含む）
		労働者の適正な労働条件の確保 ・退職金制度等の整備状況（建設業退職金共済制度の加入の有無、企業年金制度導入の有無など） ・労働安全衛生制度の充実度（建設業労働災害防止協会への加入の有無 など） ・建設キャリアアップシステムへの登録
		障害者雇用 障害者の雇用状況
		男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定の有無など
		子ども・若者育成 若年者の雇用・育成状況
3 地域貢献評価点	2	区内事業者の下請受注機会の拡大 区内事業者による下請受注の割合

※配点は今後検討

【価格点の評価イメージ】 ※価格点は入札価格から一定の算定式に基づき算出する。

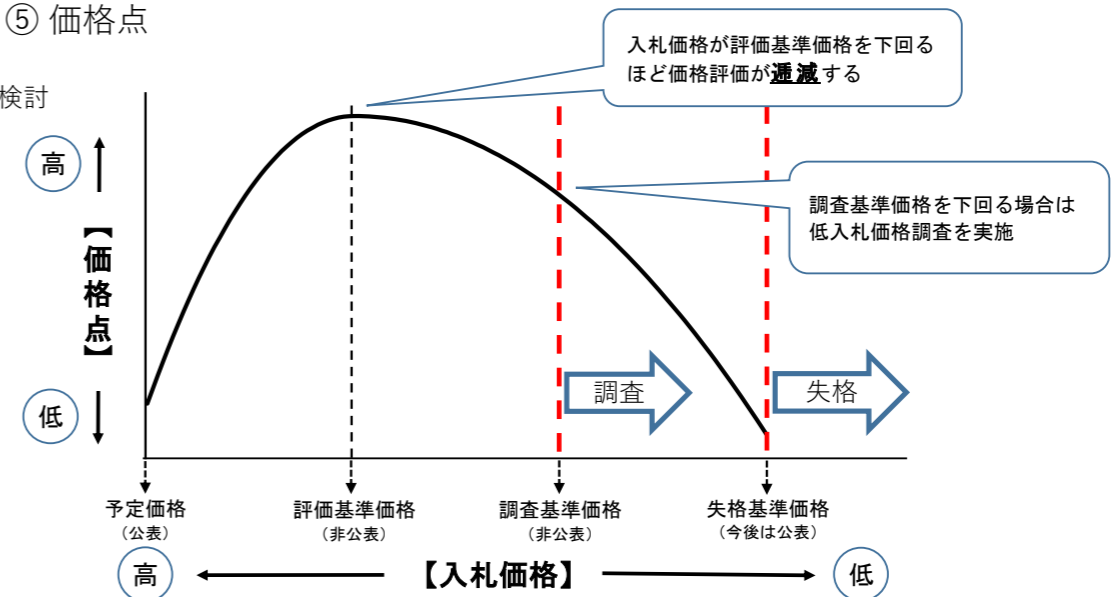
現行 C 価格点

※配点 (満点) 21点



改定後 5 価格点

※配点は今後検討



《予定価格及び各基準価格についての考え方》

1 改定後も現行と取り扱いが変わらないもの

(1) 予定価格

予定価格は、契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格であり、積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。予定価格は事前公表とする。

(2) 調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。調査基準価格は非公表とする。

2 改定後に取り扱いが変わるもの

(1) 失格基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。現行は非公表だが、改定後は事前公表とする。

3 改定により新設されるもの

(1) 評価基準価格

予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が適減するものとする。評価基準価格は、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をもとに算定式(公表)により算出し、非公表とする。